

## 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局賃金課

### 1. 改正の趣旨

- 企業倒産（法律上の倒産及び事実上の倒産）に伴って賃金が支払われないまま退職した労働者のうち一定の要件を満たすものに対しては、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度である「未払賃金の立替払事業」を賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条の規定に基づき実施している。
- 立替払賃金の請求に当たっては、退職労働者は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）第17条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に対して請求書を提出することとされており、当該請求書には、同条第2項の規定に基づき、所管労働基準監督署長が当該退職労働者に対して交付する確認に関する処分の通知書等を添付しなければならないこととされている。
- 当該添付書類のうち、確認に関する処分の通知書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）の別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」において、「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある」とされ、「未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（令和7年度（2025年度）後半予定）」こととされている。
- これを踏まえ、立替払賃金の請求手続のオンライン化に合わせて、労働基準監督署から機構に対し、確認に関する処分の通知書と同様の情報をシステム連携する予定である。
- 確認に関する処分の通知書の添付は、当該システム連携によって代替が可能であることから、退職労働者が機構に対し立替払賃金の請求をオンラインにより行う場合は、確認に関する処分の通知書の添付を省略できるよう、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 立替払賃金の請求書には、所管労働基準監督署長が交付する確認通知書等を添付しなければならないとされているところ、機構が立替払賃金の支給に関する処分を行う上で必要がないと認める場合には添付を省略することができる旨を規定する。
- 電子申請により、賃確則第17条第1項に規定する立替払賃金の請求を行う際には、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号）第6条第1項各号に掲げる措置として、例えば電子署名を行い、電子証明書を併せて送信する措置のほか、申請等を行う者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることができることとする。

- 電子申請により、社会保険労務士等（社会保険労務士又は社会保険労務士法人をいう。）が、賃確則第 17 条第 1 項に規定する立替払賃金の請求の手續を請求者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手續を代行する契約を締結していることを証明することができる電磁的記録を機構に対して送信しなければならないこととする。
- その他、所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

賃金の支払の確保等に関する法律第 15 条

### 4. 施行期日等

公布日：令和 7 年 12 月下旬（予定）

施行期日：公布の日